

第146期

定時株主総会招集ご通知

日 時

平成30年6月27日(水曜日)
午前10時

場 所

大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪
4階 平安の間

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

目 次

■ 第146期定時株主総会招集ご通知	1
■ 添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	21
計算書類	30
監査報告書	38
■ 株主総会参考書類	42
第1号議案 剰余金の処分の件	42
第2号議案 取締役6名選任の件	43
第3号議案 監査役3名選任の件	50
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	54
第5号議案 取締役賞与支給の件	55

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目6番32号

ダイビル株式会社

代表取締役
社長執行役員 園部俊行

第146期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第146期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいます、後述のご案内に従って、平成30年6月26日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成30年6月27日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪 4階 平安の間 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第146期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第146期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役賞与支給の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、平成30年6月26日（火曜日）午後5時までにご行使下さい。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.daibiru.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認下さい。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年6月26日（火曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせ下さい。
 - ② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
電話 0120(782)031 (受付時間 午前9時～午後5時 土曜日・日曜日・休日を除く)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、政府による各種経済政策の下、企業収益や雇用・所得環境が改善し、設備投資が増加するなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

オフィスビル業界におきましては、東京・大阪各ビジネス地区の空室率は引き続き低水準で推移し、賃料水準も緩やかな上昇傾向が継続するなど、堅調な状況が続きました。

こうした状況の下で、当社グループは積極的な営業活動を展開する一方、競合ビルとの差別化を目指し、ビル管理品質向上活動を推進するなど「ダイビルならではの」テナントサービスに努めました結果、高水準の入居状況を確保することができました。

中期経営計画「“Design 100”プロジェクト Phase-I」では重点投資分野として、東京都心3区を中心とした優良なアセットへの投資、リニューアル投資による既存ビルの競争力強化およびベトナムにおける高品質オフィスビルの開発を掲げております。

本計画の下、昨年11月には「(仮称)秋葉原プロジェクト」(地上11階、地下2階、延床面積約5,000㎡)の建設工事に着手いたしました。「芝ダイビル」のリニューアル工事につきましても、計画通り順調に進捗しております。

ベトナムにおきましては、「サイゴン・タワー」および「コーナーストーン・ビルディング」に続く当社第3の投資として、持分法適用会社(M&D SUN PTE. LTD.)への出資を経由し、共同事業者とともにオフィスビル開発プロジェクトに参画いたしました。その後、出資額を上回る価格にて本プロジェクトを売却したことにより、持分法による投資利益を計上しております。

事業別の業績は次のとおりであります。

①土地建物賃貸事業

「新ダイビル」の収益寄与等により、営業収益は31,146百万円と757百万円(前期比2.5%)の増収となりました。費用面では、減価償却費が減少した一方、修繕費等の営業費用は増加いたしました。

②ビル管理事業

新規受託物件の受注等により、営業収益は8,844百万円と273百万円(前期比3.2%)の増収となりました。

③その他

工事請負高が減少したこと等により、営業収益は408百万円と81百万円（前期比16.6%）の減収となりました。

以上の結果、当期の業績につきましては、営業収益は40,400百万円と948百万円（前期比2.4%）の増収、営業利益は11,055百万円と361百万円（前期比3.4%）の増益となりました。

営業外損益では、受取配当金および持分法による投資利益の増加等に加え、支払利息および為替差損等も減少し、経常利益は10,640百万円と951百万円（前期比9.8%）の増益となりました。

特別損益につきましては、当期は特別損失として固定資産除却損41百万円を計上いたしました。一方、前年同期は特別利益として投資有価証券売却益25百万円、特別損失として固定資産除却損および環境対策引当金繰入額計638百万円を計上いたしました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は7,260百万円と1,100百万円（前期比17.9%）の増益となりました。

2. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、緩やかな回復が続くことが期待される一方、国際政治や為替・金利環境など、先行き不透明な状況が予想されます。

オフィスビル業界におきましては、少子化進行によるオフィスワーカーの減少が懸念される一方、東京では好立地の大型ハイスペックビルの供給が続き、テナント獲得競争が一層激化するものと予想されます。

当社グループはこの度、新中期経営計画「“Design 100”プロジェクト Phase-II」を策定いたしました。本計画の下、5つの重点施策として「都心大型オフィスの取得」、「投資対象の拡充」、「海外事業の推進」、「既存アセットの競争力維持・強化」および「ビル管理事業の強化・拡大」を推し進めてまいります。

なにとぞ株主各位におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

建設中の建物

名称	所在地	構造	延床面積	工期
(仮称) 秋葉原プロジェクト	東京都 千代田区	鉄骨造、鉄筋コンクリート造 地上11階 地下2階	約5,000㎡	平成29年11月～ 平成31年夏頃

当期は、「(仮称)秋葉原プロジェクト」の建設工事およびリニューアル工事等合計4,009百万円の設備投資を行いました。

4. 資金調達の状況

当期は、設備資金および長期借入金返済資金に充当するため、長期借入金により100億円を資金調達いたしました。

5. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
営 業 収 益		百万円 35,773	百万円 37,344	百万円 39,451	百万円 40,400
経 常 利 益		百万円 8,250	百万円 7,985	百万円 9,688	百万円 10,640
親会社株主に帰属する 当期純利益		百万円 5,165	百万円 5,276	百万円 6,160	百万円 7,260
1株当たり 当期純利益		44円29銭	45円24銭	52円82銭	62円25銭
総 資 産		百万円 362,702	百万円 351,810	百万円 351,645	百万円 351,446
純 資 産		百万円 142,144	百万円 144,286	百万円 150,993	百万円 157,673

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した期中平均発行済株式数）により算出しております。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	第143期 (平成27年3月期)	第144期 (平成28年3月期)	第145期 (平成29年3月期)	第146期 (平成30年3月期)
営 業 収 益		百万円 26,023	百万円 26,580	百万円 28,319	百万円 28,848
経 常 利 益		百万円 7,979	百万円 7,666	百万円 9,251	百万円 9,551
当 期 純 利 益		百万円 5,247	百万円 5,363	百万円 6,075	百万円 6,712
1株当たり 当期純利益		44円99銭	45円99銭	52円09銭	57円55銭
総 資 産		百万円 350,023	百万円 343,055	百万円 343,420	百万円 342,845
純 資 産		百万円 137,068	百万円 139,334	百万円 146,453	百万円 152,861

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した期中平均発行済株式数）により算出しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社商船三井であり、当社の株式59,527千株（持株比率51.04%（自己株式数を控除して算出））を所有しております。当社と同社との取引は、当社所有ビルの賃貸等であります。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率
商船三井興産株式会社	300百万円	51.0%
ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社	17百万円	51.0% (49.0%)
興産管理サービス株式会社	20百万円	—% (100.0%)
興産管理サービス・西日本株式会社	14百万円	—% (100.0%)
株式会社丹新ビルサービス	20百万円	—% (100.0%)
西日本総合設備株式会社	10百万円	—% (100.0%)
Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.	124,203百万 ベトナムドン	—% (100.0%)
Daibiru CSB Co., Ltd.	349,000百万 ベトナムドン	—% (99.0%)

- (注) 1. 当社の出資比率欄の（ ）内は、子会社の所有する出資比率を外数で表示しております。
 2. 国内の子会社6社の主要な事業内容は、いずれもビル管理事業であります。
 3. Daibiru CSB Co., Ltd.は、平成29年4月3日付でVIBANK-NGT Co., Ltd.から社名変更いたしました。
 4. Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.はサイゴン・タワー（ベトナム ホーチミン市）を、Daibiru CSB Co., Ltd.はコーナーストーン・ビルディング（ベトナム ハノイ市）を、それぞれ所有・賃貸しております。

7. 主要な事業内容

主要な事業	内 容	平成30年3月期	
		営業収益	構 成 比
		百万円	%
土地建物賃貸事業	オフィスビル、ホテル、マンション等の賃貸	31,146	77.1
ビル管理事業	オフィスビル等の総合管理業務	8,844	21.9
その他	建築、設備の設計監理・請負工事・工事管理他	408	1.0
合 計		40,400	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

8. 主要な営業所

会 社 名	名 称	所 在 地
ダイビル株式会社	本社	大阪市北区
	大阪営業開発部	大阪市北区
	東京営業開発部/不動産開発室	東京都千代田区
	ベトナム駐在員事務所	
	ホーチミンオフィス	ベトナム ホーチミン市
	ハノイオフィス	ベトナム ハノイ市
商船三井興産株式会社	本社	東京都中央区
ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社	本社	大阪市北区
興産管理サービス株式会社	本社	東京都中央区
興産管理サービス・西日本株式会社	本社	大阪市北区
株式会社丹新ビルサービス	本社	京都府福知山市
西日本総合設備株式会社	本社	神戸市灘区
Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.	本社	ベトナム ホーチミン市
Daibiru CSB Co., Ltd.	本社	ベトナム ハノイ市

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比
2,465名	+31名

(注) 従業員数は就業人数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
65名	+1名	39歳8カ月	11年8カ月

(注) 従業員数は就業人数で他社への出向者17名を含んでおりません。

10. 主要な借入先

借入先	当期末借入残高
シンジケートローン	40,000 百万円
株式会社日本政策投資銀行	9,000
日本生命保険相互会社	3,727
明治安田生命保険相互会社	1,640

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とするものであります。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 116,626,975株(自己株式224,074株を除く。)
3. 株 主 数 3,681名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 商 船 三 井	59,527千株	51.04%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,802	4.97
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	4,510	3.86
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	2,997	2.57
関 西 電 力 株 式 会 社	2,953	2.53
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,170	1.86
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/ TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	1,150	0.98
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,135	0.97
JP MORGAN CHASE BANK 3 8 5 6 3 2	1,109	0.95
THE BANK OF NEW YORK MELLON 1 4 0 0 4 4	986	0.84

- (注) 1. 株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して算出しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
山本 竹彦	代表取締役 会長	
玉井 克実	代表取締役 社長執行役員	
園部 俊行	代表取締役 副社長執行役員	営業開発本部長
成田 純一	取締役 専務執行役員	経営・管理本部長、内部監査室担当、IR担当
矢田 豪男	取締役 常務執行役員	建設・技術統括部担当、営業開発本部副本部長(不動産開発室担当) ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社代表取締役社長
高松 明	取締役	
橋爪 紳也	取締役	
西口 美廣	常勤監査役	
戸塚 正次	常勤監査役	
田中 宏	監査役	
妙中 茂樹	監査役	

- (注) 1. 取締役のうち高松 明および橋爪紳也の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち田中 宏および妙中茂樹の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 高松 明および橋爪紳也ならびに監査役 田中 宏および妙中茂樹の 4 氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況等につきましては、後記「3. 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
 5. 常勤監査役 西口美廣および戸塚正次の両氏は、長年にわたる財務・経理部門の実務経験を有しており、監査役 妙中茂樹氏は公認会計士として幅広い実務経験と知見を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 平成29年6月28日開催の取締役会において、取締役 園部俊行氏は代表取締役に選定され就任いたしました。
 7. 監査役 安田 豊氏が平成29年11月5日に逝去されたことに伴い、社外監査役の法定員数を欠くこととなりましたので、大阪地方裁判所に仮監査役選任の申立てを行い、平成30年1月11日付で妙中茂樹氏が選任され就任いたしました。
 8. 平成30年4月1日付および平成30年5月1日付の組織改編ならびに取締役(社外取締役を除く)および執行役員の変動後の状況は、次のとおりであります。

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
山本 竹彦	代表取締役 会長	
園部 俊行	代表取締役 社長執行役員	
成田 純一	取締役 専務執行役員	管理部門管掌、IR担当、人事部担当
矢田 豪男	取締役 常務執行役員	建設・技術統括部担当、 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
玉井 克実	取締役	
田中 健輔	常務執行役員	営業企画部、大阪営業部、東京営業部、不動産開発室担当
林 洋一	執行役員	財務・経理部、システム室担当、システム室長委嘱
下川 浩志	執行役員	総務部、内部監査室担当、総務部長委嘱
太田 威彦	執行役員	経営企画部、海外事業室担当
山田 一彦	執行役員	大阪営業部担当役員補佐
對中 秀樹	執行役員	建設・技術統括部担当役員補佐、建設・技術統括部長委嘱
峰松 英俊	グループ執行役員	商船三井興産株式会社 代表取締役社長執行役員

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	7名（うち社外 2名）	286百万円（うち社外 16百万円）
監査役	5名（うち社外 3名）	62百万円（うち社外 16百万円）
合計	12名（うち社外 5名）	349百万円（うち社外 32百万円）

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人員および報酬等の額には、平成29年11月5日に退任した監査役1名を含んでおります。
3. 報酬等の額には、第146期定時株主総会において決議予定の取締役賞与金を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	高松 明	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役 株式会社中広 社外取締役
取締役	橋爪 紳也	公立大学法人大阪府立大学大学院経済学研究科 教授 兼 研究推進機構21世紀科学研究センター観光産業戦略研究所 所長 株式会社橋爪総合研究所 代表取締役
監査役	田中 宏	きっかわ法律事務所 弁護士 小泉産業株式会社 社外監査役
監査役	安田 豊	公認会計士 株式会社メニコン 社外取締役
監査役	妙中 茂樹	妙中茂樹公認会計士事務所 所長 日本システム技術株式会社 社外監査役 株式会社電響社 社外監査役

- (注) 1. 当社と株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ、株式会社中広、公立大学法人大阪府立大学、株式会社橋爪総合研究所、さっかわ法律事務所、小泉産業株式会社、株式会社メニコン、妙中茂樹公認会計士事務所、日本システム技術株式会社および株式会社電響社との間には、それぞれ特別な関係はありません。
2. 監査役 安田 豊氏は、平成29年11月5日に逝去により退任いたしました。
3. 監査役 妙中茂樹氏は、株式会社電響社の社外監査役に平成30年1月31日付で就任いたしました。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
取締役	高松 明	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、経済と金融に係る豊富な経験および幅広い見識に基づき、議案審議等の適正確保に必要な発言を適宜行っております。
取締役	橋爪 紳也	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	田中 宏	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	安田 豊	退任までに開催の取締役会7回の全てに出席し、また、退任までに開催の監査役会7回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	妙中 茂樹	就任後開催の取締役会3回の全てに出席し、また、就任後開催の監査役会3回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役 高松 明および橋爪紳也ならびに監査役 田中 宏および妙中茂樹の4氏との間において、それぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。また、監査役 安田 豊氏との間において、その退任まで当該契約を締結しております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 名 称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	29百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.およびDaibiru CSB Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。
- (2) 上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性および信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任もしくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行および執行役員、使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は「法令および規則を遵守し、社会の一員として、社会規範、企業倫理に照らして品位ある行動をすること」を「グループ行動規準」に掲げ、また、取締役、執行役員、使用人の行動規範を「コンプライアンス規程」に定め、これらの遵守を図る。
- (2) コンプライアンスの基本方針の策定・実施、ならびにコンプライアンス違反の再発防止策および是正措置に関する審議等を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。
- (3) 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する報告・相談のための社内窓口および会社から独立した外部窓口を整備・運用する。
- (4) 取締役会は、「取締役会規程」により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わるとともに、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。
- (5) 取締役会は「経営会議」を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画および業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行う。
- (6) 取締役会は、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査基準」により定める監査の方針に従い取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
- (7) 内部監査部門として、他の部室から独立した「内部監査室」を設置する。

2. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報については、「取締役会規程」「文書規程」および「電子情報セキュリティ対策基準」に基づき、定められた期間、適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、以下のリスク管理を行う。

- (1) 「経営会議」はリスク管理の統括組織として、リスク管理の体制の整備、方針および施策の策定ならびにこれらのモニタリングを行う。

- (2) 「経営会議」の事務局は個別リスクを所管する部室ならびに子会社のリスク管理状況を把握し、「経営会議」に報告する。
- (3) 個別リスクを所管する部室ならびに子会社は、それぞれが担当する業務に関するリスクの管理を行う。
- (4) リスクが顕在化し、不測の事態が発生した場合または発生が予測される場合、当該リスクを所管する部室または子会社を中心となり、損害・影響等を最小限にとどめるとともに、原因を究明し、再発の防止に向けた体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は「取締役会規程」に定め、原則として「経営会議」においてあらかじめ審議する。また、取締役、監査役および執行役員が出席する「経営ビジョン会議」を開催し、当社の中長期的な戦略につき議論する。
- (2) 社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員で構成される「経営会議」は、原則として、毎月3回開催する。また、「経営会議」の下部組織として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- (3) 執行役員制度を導入し、取締役会で選任される執行役員は、「組織規程」に定める「業務分掌」「職務権限」ならびに「執行役員規程」に基づき、業務執行を行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」を定めると共に、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 「内部監査室」は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。被評価部室は、是正または改善の必要がある場合には、その対策を講じる。

6. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの経営理念として「グループメッセージ」を掲げ、子会社と共有するとともに、全ての子会社に適用する「グループ行動規準」を定め、これらを基礎として子会社で諸規程を定める。加えて、グループ経営およびグループのリスク管理を議論する「ダイビルグループ会議」を開催する。
- (2) 子会社の経営管理について、管理担当部室を定め、同部室長は「グループ会社管理規程」に基

づき、子会社の重要経営事項について、報告を求める。

- (3) 子会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の「コンプライアンス規程」に則り各子会社で定めた諸規程に従い、コンプライアンス事案について当社へ報告する。また、「グループコンプライアンス連絡会」を定期的で開催し、グループとしてコンプライアンスの徹底を図る。
- (4) 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じ子会社の内部監査を行う。
- (5) 当社の親会社が定めるグループ企業理念に則った適正な業務を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の取締役からの独立性に関する事項および同使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、「内部監査室」所属の使用人に監査役監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 前項の指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役、執行役員およびその他の使用人等の指揮を受けない。
- (3) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合には、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- (4) 監査役の職務を補助すべき専属の使用人を設置した場合は、同使用人の任命および異動は監査役の同意を必要とし、人事評価については監査役の意見を十分に尊重する。

8. 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人他が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制および当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会には監査役全員が、「経営会議」他重要な会議には常勤監査役がそれぞれ出席するとともに、取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。
- (2) 当社の常勤監査役は、子会社の重要な事項に関する報告を受けるとともに、子会社の取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
- (4) 「内部監査室」は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
- (5) 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人他が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で必要な費用については、予め会社に請求でき、緊急または臨時に支出した費用については事後会社に償還を請求できる。会社は監査役の請求に基づき、必要と認めた費用を負担する。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する取り組み

- (1) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンスに関する報告、相談のための社内窓口および会社から独立した外部窓口を整備し、通報者の保護を図りつつ問題の早期発見と改善に努め、その運用・通報状況について適切に取締役会に報告いたしました。
- (2) 内部監査室は、内部監査計画に基づき監査を実施し、監査結果を経営会議に報告いたしました。また、内部監査の指摘事項については改善を確認して、経営会議に報告いたしました。
- (3) 役職員向けにeラーニングによるコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの徹底を図りました。

2. 損失の危険の管理に関する取り組み

- (1) リスク管理規程に基づき、各部室ならびに子会社のリスク管理状況を経営会議に報告いたしました。
- (2) リスクを含む事案については、起案部室、関係部室および審査担当部室において十分に検討のうえ意思決定機関に付議し、意思決定機関においても適切に当該リスクの把握、分析および評価を実施するとともに、管理体制のモニタリングを行いました。
- (3) 自然災害、事故、火災、その他の人災等に関するリスクについては、安全・危機対策委員会を開催し、管理体制の充実ならびに徹底を図りました。

3. 取締役の職務執行および執行役員の業務執行の適正性ならびに効率性の確保に関する取り組み

- (1) 取締役会を11回開催し、法令または定款に定められた事項ならびに重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行いました。
- (2) 取締役、監査役および執行役員が出席する経営ビジョン会議を3回開催し、当社の中長期的な戦略について議論いたしました。
- (3) 経営会議を33回開催し、取締役会付議事項をあらかじめ審議するとともに、その他の業務執行に関する事項を決裁し、執行役員が執行役員規程および組織規程に基づき執行するなど、効率性の確保を図りました。

4. 企業集団における業務の適正の確保に関する取り組み

- (1) グループ会社管理規程に基づき、子会社の重要な事項について報告を受けるとともに、必要に応じて管理担当部室が監督・指導を行いました。
- (2) 当社取締役が子会社取締役を兼務して、子会社の重要な会議に出席いたしました。
- (3) ダイビルグループ会議を2回開催し、グループ経営に関して議論いたしました。
- (4) グループコンプライアンス連絡会を1回開催し、コンプライアンス事案を共有するとともに、コンプライアンスの徹底を図りました。

5. 監査役への報告および監査役の監査の実効性確保に関する取り組み

- (1) 監査役会を11回開催し、監査に関する重要な事項の決議、報告、協議を行いました。
- (2) 監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握するとともに、会計監査人、取締役、執行役員、使用人から必要な報告、説明を受けました。
- (3) 監査役は子会社監査役を兼務し、子会社の重要な会議に出席いたしました。また子会社の取締役、執行役員、使用人から必要な報告、説明を受けるとともに子会社を往査するなどの方法により、子会社の業務の執行状況の把握に努めました。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流 動 資 産	6,535	流 動 負 債	16,044
現金及び預金	4,529	1年内返済予定の長期借入金	3,130
営業未収金	998	コマーシャル・ペーパー	5,000
たな卸資産	53	未払法人税等	1,639
繰延税金資産	241	未払消費税等	201
その他	718	役員賞与引当金	79
貸倒引当金	△6	その他	5,993
固 定 資 産	344,911	固 定 負 債	177,729
有 形 固 定 資 産	298,243	社 債	80,000
建物及び構築物	108,720	長期借入金	53,412
土地	157,695	受入敷金保証金	25,353
信託土地	31,231	繰延税金負債	9,008
建設仮勘定	198	再評価に係る繰延税金負債	8,024
その他	395	役員退職慰労引当金	61
無 形 固 定 資 産	14,275	退職給付に係る負債	787
のれん	1,857	環境対策引当金	620
その他	12,417	その他	460
投資その他の資産	32,392	負 債 合 計	193,773
投資有価証券	30,203	純 資 産 の 部	
長期貸付金	18	株 主 資 本	128,032
退職給付に係る資産	503	資 本 金	12,227
繰延税金資産	118	資 本 剰 余 金	13,852
その他	1,580	利 益 剰 余 金	102,099
貸倒引当金	△33	自 己 株 式	△147
資 産 合 計	351,446	その他の包括利益累計額	27,934
		その他の有価証券評価差額金	13,512
		繰延ヘッジ損益	△4
		土地再評価差額金	12,193
		為替換算調整勘定	2,233
		非支配株主持分	1,706
		純 資 産 合 計	157,673
		負 債 純 資 産 合 計	351,446

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		40,400
営 業 原 価		25,529
営 業 総 利 益		14,870
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,814
営 業 利 益		11,055
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	41	
受 取 配 当 金	587	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	389	
そ の 他	30	1,048
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,173	
為 替 差 損	101	
そ の 他	188	1,463
経 常 利 益		10,640
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	41	41
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,599
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,095	
法 人 税 等 調 整 額	144	3,240
当 期 純 利 益		7,359
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		98
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		7,260

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年4月1日残高	百万円 12,227	百万円 13,852	百万円 96,763	百万円 △ 146	百万円 122,697
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,924		△ 1,924
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,260		7,260
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	5,335	△ 0	5,334
平成30年3月31日残高	12,227	13,852	102,099	△ 147	128,032

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
平成29年4月1日残高	百万円 11,899	百万円 △ 13	百万円 12,193	百万円 2,608	百万円 26,688	百万円 1,607	百万円 150,993
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 1,924
親会社株主に帰属する 当期純利益							7,260
自己株式の取得							△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,613	8	—	△ 375	1,246	98	1,345
連結会計年度中の変動額合計	1,613	8	—	△ 375	1,246	98	6,679
平成30年3月31日残高	13,512	△ 4	12,193	2,233	27,934	1,706	157,673

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

商船三井興産(株)、ダイビル・ファシリティ・マネジメント(株)、興産管理サービス(株)、興産管理サービス・西日本(株)、(株)丹新ビルサービス、西日本総合設備(株)、Jentower Limited、Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.、White Lotus Properties Limited、Daibiru CSB Co., Ltd.

Daibiru CSB Co., Ltd.は、平成29年4月にVIBANK-NGT Co., Ltd.から社名を変更しております。

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 1社

関連会社 M&D SUN PTE. LTD.

M&D SUN PTE. LTD.は、株式出資に伴い、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 1社

関連会社 (株)アーバンサービス

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社の決算日は12月31日であり、(株)丹新ビルサービス及び西日本総合設備(株)の決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産	個別法
仕掛工事	個別法
商品	先入先出法
原材料及び貯蔵品	先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、在外連結子会社は、定額法によっております。

② 無形固定資産 定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社では、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末現在の見積額を計上しております。

④ 環境対策引当金 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…外貨建借入金、借入金及び社債、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針 内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等の比率を基礎として判定しております。ただし、振当処理の要件を満たす通貨スワップ及び特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算期末日における有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、5年～20年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は全額発生時の損益に計上することとしております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

1. 建物の取得価額からは、地方公共団体より交付された補助金による圧縮記帳額384百万円が控除されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 120,543百万円

3. 土地の再評価

連結計算書類作成会社において、「土地の再評価に関する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る差額金を固定負債及び純資産の部に計上しております。

・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号及び第5号に定める算定方法によっております。

・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 116,851,049株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日定時株主総会	普通株式	933	8.00	平成29年3月31日	平成29年6月29日
平成29年10月31日取締役会	普通株式	991	8.50	平成29年9月30日	平成29年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株主の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,224	10.50	平成30年3月31日	平成30年6月28日

4. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、土地・建物等の取得、開発及び改修のための設備資金を、主に金融機関等からの長期借入や社債発行等により調達しております。また、短期的な運転資金を金融機関等からの短期借入やコマーシャル・ペーパーの発行等により調達しております。

営業未収入金に係るテナントの信用リスクは、賃貸事業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは短期的な運転資金の調達を目的とし、長期借入金及び社債は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。一定割合の手元流動性を確保することなどにより流動性リスクを管理しており、一部の資金調達については、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を実施し、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしているほか、一部の外貨建予定取引については、為替予約を実施し、為替変動リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建借入金の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨スワップ取引、借入金及び社債の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、及び外貨建予定取引の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約であり、内部規程に基づいて行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1) 現金及び預金	4,529	4,529	—
(2) 営業未収入金	998		
貸倒引当金	△6		
	992	992	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	24,685	24,685	—
(4) コマーシャル・ペーパー	(5,000)	(5,000)	—
(5) 社債	(80,000)	(82,053)	2,053
(6) 長期借入金 (* 2)	(56,542)	(57,028)	486
(7) デリバティブ取引 (* 3)	(77)	(77)	—

(* 1) 負債に計上されるものについては、() で表示しております。

(* 2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(* 3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(注) 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (4) コマーシャル・ペーパー
コマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。
- (6) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (7) デリバティブ取引
時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は長期借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

(注2) 関連会社株式（連結貸借対照表計上額5,209百万円）、非上場株式（同308百万円）、並びに受入敷金保証金（同25,353百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 現金及び預金」から「(7) デリバティブ取引」に含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、国内（東京都、大阪府他）及び海外（ベトナム）において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
307,964	491,318

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 期末の時価は、以下によっております。

- (1) 国内の不動産については、主要な物件は社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。
- (2) 海外の不動産については、主に現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- 1. 1株当たり純資産額 1,337円32銭
- 2. 1株当たり当期純利益 62円25銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、所有する一部の建物の建築材料に石綿を使用しており、当該建物の解体時において、法令等の定めによる特別の方法で石綿を除去する債務を有しておりますが、当該債務に関連する建物の物理的使用可能期間に基づく撤去時期が明確でなく、将来解体する予定もありません。また、当該石綿を除去するためのみにかかる費用を通常の解体費用と区分して見積ることは困難であります。これらの理由から、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	3,521	流動負債	14,397
現金及び預金	2,444	1年内返済予定の長期借入金	3,130
営業未収金	166	コマーシャル・ペーパー	5,000
たな卸資産	1	未払金	2,158
前払費用	31	未払費用	594
繰延税金資産	155	未払法人税等	1,466
短期貸付金	715	未払消費税	101
その他	11	前受り金	1,819
貸倒引当金	△3	預り金	47
固定資産	339,323	役員賞与引当金	79
有形固定資産	294,906	固定負債	175,586
建物	104,552	社債	80,000
構築物	978	長期借入金	54,642
機械及び装置	156	受入敷金保証金	24,730
車両運搬具	7	繰延税金負債	6,755
工具、器具及び備品	182	再評価に係る繰延税金負債	8,024
土地	157,614	退職給付引当金	497
信託土地	31,231	環境対策引当金	620
建設仮勘定	183	その他	315
無形固定資産	33	負債合計	189,983
投資その他の資産	44,384	純資産の部	
投資有価証券	24,989	株主資本	127,160
関係会社株式	16,963	資本金	12,227
長期貸付金	773	資本剰余金	13,852
長期前払費用	837	資本準備金	13,850
前払年金費用	471	その他資本剰余金	2
敷金及び保証金	269	利益剰余金	101,227
その他	93	利益準備金	1,876
貸倒引当金	△14	その他利益剰余金	99,351
資産合計	342,845	特別償却準備金	1,883
		圧縮積立金	935
		別途積立金	87,187
		繰越利益剰余金	9,344
		自己株式	△147
		評価・換算差額等	25,701
		その他有価証券評価差額金	13,512
		繰延ヘッジ損益	△4
		土地再評価差額金	12,193
		純資産合計	152,861
		負債純資産合計	342,845

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		28,848
営 業 原 価		17,044
営 業 総 利 益		11,803
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,941
営 業 利 益		9,861
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	20	
受 取 配 当 金	974	
そ の 他	18	1,013
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	276	
社 債 利 息	900	
そ の 他	147	1,324
経 常 利 益		9,551
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	39	39
税 引 前 当 期 純 利 益		9,512
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,691	
法 人 税 等 調 整 額	109	2,800
当 期 純 利 益		6,712

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成29年4月1日残高	百万円 12,227	百万円 13,850	百万円 2	百万円 13,852
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成30年3月31日残高	12,227	13,850	2	13,852

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益		剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計			
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計						
	特別償却 準備金	圧 縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金					
平成29年4月1日残高	百万円 1,876	百万円 1,627	百万円 935	百万円 84,187	百万円 7,813	百万円 96,439	百万円 △146	百万円 122,373	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△1,924	△1,924		△1,924	
当期純利益					6,712	6,712		6,712	
自己株式の取得							△0	△0	
特別償却準備金の積立		553			△553	—		—	
特別償却準備金の取崩		△297			297	—		—	
別途積立金の積立				3,000	△3,000	—		—	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	256	—	3,000	1,531	4,787	△0	4,786	
平成30年3月31日残高	1,876	1,883	935	87,187	9,344	101,227	△147	127,160	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成29年4月1日残高	百万円 11,899	百万円 △ 13	百万円 12,193	百万円 24,079	百万円 146,453
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 1,924
当期純利益					6,712
自己株式の取得					△ 0
特別償却準備金の積立					—
特別償却準備金の取崩					—
別途積立金の積立					—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	1,613	8	—	1,621	1,621
事業年度中の変動額合計	1,613	8	—	1,621	6,408
平成30年3月31日残高	13,512	△ 4	12,193	25,701	152,861

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…外貨建借入金、借入金及び社債、外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針 内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等の比率を基礎として判定しております。ただし、振当処理の要件を満たす通貨スワップ及び特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算期末日における有効性の評価を省略しております。
- (5) その他計算書類作成のための重要な事項
消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 建物の取得価額からは、地方公共団体より交付された補助金による圧縮記帳額384百万円が控除されております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 118,481百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権債務
- | | | | |
|--------|--------|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 728百万円 | 長期金銭債権 | 755百万円 |
| 短期金銭債務 | 226百万円 | 長期金銭債務 | 2,997百万円 |
- (4) 土地の再評価
「土地の再評価に関する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る差額金を固定負債及び純資産の部に計上しております。
- ・再評価の方法
「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号及び第5号に定める算定方法によっております。
 - ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 営業収益のうちには関係会社との取引高2,555百万円を含んでおります。
- (2) 営業原価及び一般管理費のうちには関係会社との取引高2,251百万円を含んでおります。
- (3) 営業取引以外の関係会社との取引高は412百万円であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 224,074株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費償却限度超過額	321百万円
環境対策引当金	189百万円
退職給付引当金	153百万円
未払事業税	91百万円
投資有価証券等評価損	81百万円
その他	197百万円
繰延税金資産小計	1,034百万円
評価性引当額	△ 348百万円
繰延税金資産合計	686百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,899百万円
特別償却準備金	830百万円
固定資産圧縮積立金	412百万円
前払年金費用	144百万円
繰延税金負債合計	7,286百万円
繰延税金負債の純額	6,600百万円

上記のほか、土地再評価に係る繰延税金負債8,024百万円を固定負債に計上しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,310円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	57円55銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、所有する一部の建物の建築材料に石綿を使用しており、当該建物の解体時において、法令等の定めによる特別の方法で石綿を除去する債務を有しておりますが、当該債務に関連する建物の物理的使用可能期間に基づく撤去時期が明確でなく、将来解体する予定もありません。また、当該石綿を除去するためのみにかかる費用を通常の解体費用と区分して見積ることは困難であります。これらの理由から、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

ダイビル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	洪 性禎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅 潔	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイビル株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイビル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

ダイビル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 洪 性禎 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイビル株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

ダイビル株式会社 監査役会

常勤監査役 西 口 美 廣 ㊟

常勤監査役 戸 塚 正 次 ㊟

社外監査役 田 中 宏 ㊟

社外監査役 妙 中 茂 樹 ㊟

(注) 社外監査役妙中茂樹は、平成29年11月5日社外監査役安田豊氏の逝去により、当監査役会が法令に定める社外監査役の員数を欠くこととなったため、平成30年1月11日大阪地方裁判所の決定により一時監査役の職務を行うべき者（仮監査役）として選任されました。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期におきましては、「新ダイビル」の収益が寄与するなど、国内外で事業が順調に拡大したほか、持分法による投資利益の計上も加わり、連結で期初の予想を上回る親会社株主に帰属する当期純利益を確保いたしました。

当社は、財務体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保の充実を図りながら、業績の推移を踏まえつつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。また、配当性向（連結）の中長期的水準値としては、30%以上を目処としております。

当期の期末配当ならびに剰余金についてのその他の処分につきましては、上記を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき10円50銭（前期に比べ2円50銭増配）

総額 1,224,583,238円

（注） 中間配当を含めた当期の年間配当は1株につき19円（前期に比べ3円増配）

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月28日

2. 剰余金についてのその他の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名	会社における現在の地位	
1	やま もと たけ ひこ 山 本 竹 彦	代表取締役 会長	<input type="checkbox"/> 再任
2	その べ とし ゆき 園 部 俊 行	代表取締役 社長執行役員	<input type="checkbox"/> 再任
3	なり た じゅん いち 成 田 純 一	取締役 専務執行役員	<input type="checkbox"/> 再任
4	や だ たけ お 矢 田 豪 男	取締役 常務執行役員	<input type="checkbox"/> 再任
5	たか まつ あきら 高 松 明	取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立
6	おお い あつし 大 井 篤	—	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;"> <small>やま もと たけ ひこ</small> 山本竹彦 (昭和27年9月29日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> </p> <p>【選任理由】 現在、代表取締役会長として当社の経営を担い、グループ経営における豊富な業務経験と会社経営全般に関する知識と経験を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	<p>昭和50年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会社商船三井）入社</p> <p>平成14年 6月 株式会社商船三井 関連事業部長</p> <p>平成15年 6月 同社 グループ事業部長</p> <p>平成17年 6月 同社 執行役員 グループ事業部、関西地区担当 当社 社外取締役</p> <p>平成19年 6月 同社 常務執行役員 グループ事業部、関西地区担当</p> <p>平成21年 6月 同社 取締役 専務執行役員 グループ事業部、関西地区担当</p> <p>平成22年 6月 同社 取締役 専務執行役員 退任 当社 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐</p> <p>平成23年 6月 代表取締役 社長執行役員</p> <p>平成28年 4月 代表取締役 会長 現在に至る</p>	45,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
2	<p data-bbox="257 544 506 642">その べ とし ゆき 園 部 俊 行 (昭和32年5月21日生)</p> <p data-bbox="340 657 415 703">再任</p>	<p data-bbox="536 219 1171 279">昭和56年 4月 ジャパンライン株式会社（現 株式会社商船三井）入社</p> <p data-bbox="536 287 1171 317">平成21年 6月 株式会社商船三井 油送船部長</p> <p data-bbox="536 325 1171 461">平成23年 6月 Mitsui O.S.K. Bulk Shipping (Asia Oceania) Pte. Ltd. (現 MOL (Asia Oceania) Pte. Ltd.) Managing Director (平成28年3月まで)</p> <p data-bbox="536 468 1171 529">平成24年 6月 株式会社商船三井 執行役員 東南アジア 統括</p> <p data-bbox="536 536 1171 597">平成27年 6月 同社 執行役員 アジア・中東・大洋州総代表</p> <p data-bbox="536 604 1171 665">平成28年 4月 同社 常務執行役員 グループ事業部、関西地区担当/国内物流事業推進担当</p> <p data-bbox="536 672 1171 703">平成28年 6月 当社 取締役</p> <p data-bbox="536 710 1171 740">平成29年 3月 株式会社商船三井 常務執行役員 退任</p> <p data-bbox="536 748 1171 778">平成29年 4月 当社 副社長執行役員 営業開発本部長</p> <p data-bbox="536 786 1171 846">平成29年 6月 代表取締役 副社長執行役員 営業開発本部長</p> <p data-bbox="536 854 1171 914">平成30年 4月 代表取締役 社長執行役員 現在に至る</p> <p data-bbox="536 922 1171 1050">株式会社商船三井は、当社の親会社であります。 Mitsui O.S.K. Bulk Shipping (Asia Oceania) Pte. Ltd. (現 MOL (Asia Oceania) Pte. Ltd.) は、株式会社商船三井の子会社であります。</p> <p data-bbox="257 1058 1171 1186">【選任理由】 現在、代表取締役社長執行役員として当社の経営を担い、国内外の会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	5,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	<p>なり た じゅん いち 成 田 純 一 (昭和33年4月27日生)</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</p>	<p>昭和56年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会社商船三井）入社</p> <p>平成18年 6月 MOL（Europe）B.V. Executive Director</p> <p>平成20年 6月 株式会社商船三井 ロジスティクス事業部長</p> <p>平成21年 6月 同社 常勤監査役</p> <p>平成23年 6月 当社 社外監査役 株式会社宇徳 社外監査役</p> <p>平成25年 6月 株式会社商船三井 常勤監査役 退任 当社 社外監査役 退任 株式会社宇徳 社外監査役 退任 当社 取締役 常務執行役員 経営・管理本部長、経営戦略室長 委嘱</p> <p>平成26年 6月 取締役 常務執行役員 経営・管理本部長、経営戦略室長 委嘱、内部監査室担当</p> <p>平成28年 4月 取締役 専務執行役員 経営・管理本部長、内部監査室担当、IR担当</p> <p>平成30年 4月 取締役 専務執行役員 管理部門管掌、IR担当、人事部担当 現在に至る</p>	14,200株
<p>【選任理由】 経営管理、グループ経営、海外事業等に精通し、その豊富な経験および高い見識を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">や だ たけ お 矢 田 豪 男 (昭和32年1月7日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和57年 4月 当社 入社</p> <p>平成18年 4月 東京開発部長</p> <p>平成19年 6月 執行役員 建設企画本部副本部長、営業開発本部副本部長、建設企画部長 委嘱</p> <p>平成20年 7月 執行役員 建設企画本部副本部長、営業開発本部副本部長、建設企画部長、技術部長 委嘱</p> <p>平成24年 6月 取締役 執行役員 建設企画本部長、建設企画部長、技術部長 委嘱</p> <p>平成25年 6月 取締役 常務執行役員 建設・技術統括部担当、建設・技術統括部長 委嘱</p> <p>平成26年 6月 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長 現在に至る</p> <p>平成28年 4月 取締役 常務執行役員 建設・技術統括部担当、営業開発本部副本部長</p> <p>平成29年 4月 取締役 常務執行役員 建設・技術統括部担当、営業開発本部副本部長（不動産開発室担当）</p> <p>平成30年 4月 取締役 常務執行役員 建設・技術統括部担当 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長</p>	26,200株
<p>【選任理由】 当社および当社グループにおいて長年にわたり、技術部門、営業開発部門、不動産開発部門およびビル管理事業等に携わり、不動産事業全般に関して豊富な経験および高い見識を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">たか まつ あきら 高 松 明 (昭和23年12月21日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>昭和48年 4月 日本銀行 入行 平成 8年 5月 同行 福島支店長 平成11年 9月 同行 検査役 平成16年 6月 株式会社名古屋証券取引所 常勤監査役 平成17年 6月 同取引所 常務執行役員 平成20年 6月 同取引所 常務取締役執行役員 平成24年 6月 同取引所 顧問 平成25年 6月 同取引所 顧問 退任 当社 社外取締役 現在に至る 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外監査役 平成26年 6月 同社 社外取締役 現在に至る 平成28年 6月 株式会社中広 社外取締役 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役 株式会社中広 社外取締役</p>	0株
<p>【選任理由】 中央銀行および証券取引所における業務を通じて培われた幅広い経験と知見を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6	おお い あつし 大 井 篤 (昭和24年1月14日生) 新任 社外 独立	昭和48年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省 平成11年 9月 同省 資源エネルギー庁 公益事業部長 平成13年 8月 経済産業省 大臣官房審議官 平成14年 7月 防衛庁（現 防衛省）防衛参事官 平成17年 8月 日本政策投資銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）理事 平成19年 9月 同行 理事 退任 平成19年10月 三井物産株式会社 顧問 平成20年 4月 同社 執行役員 豪州三井物産株式会社 社長 平成22年 4月 三井物産株式会社 常務執行役員 駐中国 総代表 平成23年 4月 同社 常務執行役員 関西支社長 平成26年 4月 同社 専務執行役員 関西支社長 平成27年 4月 同社 顧問 平成27年 6月 同社 顧問 退任 公益財団法人日本デザイン振興会 理事長 現在に至る	0株
	【選任理由】 国内外で行政および会社経営を通じて培われた幅広い経験と知見を当社の経営に反映していただくため、新たに社外取締役候補者としたものであります。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 高松 明氏および大井 篤氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者 高松 明氏の当社社外取締役就任期間は、本總會終結時において5年間であります。
 当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間の同契約を継続する予定であります。
 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 候補者 大井 篤氏は、新任の取締役候補者であります。
 同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 西口美廣氏および妙中茂樹氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、戸塚正次氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	会社における現在の地位	
1	にし ぐち よし ひろ 西 口 美 廣	常勤監査役	再任
2	ほり ぐち ひで お夫 堀 口 英 夫	—	新任
3	こ にし みき お男 小 西 幹 男	—	新任 社外 独立

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
1	にし ぐち よし ひろ 西 □ 美 廣 (昭和28年11月4日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和51年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入社 平成12年 4月 同行 姫路法人営業部 部長 平成15年 4月 株式会社三井住友銀行 退社、三洋電機株式会社 入社 平成16年 4月 同社 常務執行役員 財務本部長 平成19年 4月 同社 常務執行役員 経営企画本部長 平成20年 1月 同社 常務執行役員 平成21年 4月 同社 退社 平成21年 6月 当社 執行役員 経営・管理本部副本部長 平成22年 6月 常務執行役員 経営・管理本部副本部長、内部監査室担当 平成24年 4月 常務執行役員 経営・管理本部副本部長、内部監査室担当、内部監査室長 平成25年 6月 常務執行役員 経営・管理本部副本部長、広報室長、内部監査室担当、内部監査室長 平成26年 6月 常勤監査役 現在に至る	14,100株
【選任理由】 監査役監査業務に精通しているほか、長年にわたる財務・経理部門の実務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することにより、引き続き監査役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	<p>ほりぐち ひで お 堀 □ 英 夫 (昭和33年11月21日生)</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</p>	<p>昭和56年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会社商船三井）入社</p> <p>平成14年 6月 株式会社商船三井 財務部経理室長</p> <p>平成14年 10月 同社 財務部経理グループリーダー</p> <p>平成16年 6月 同社 財務部決算税務グループリーダー兼 IR室長代理</p> <p>平成22年 6月 同社 経理部長</p> <p>平成25年 6月 同社 執行役員 経理部長</p> <p>平成27年 6月 同社 執行役員</p> <p>平成29年 4月 同社 顧問 現在に至る</p> <p>株式会社商船三井は、当社の親会社であります。</p> <p>【選任理由】 長年にわたる財務・経理部門の実務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することにより、新たに監査役候補者としたものであります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	こにし みきお 小西 幹 男 (昭和32年1月10日生) 新任 社外 独立	昭和56年 8月 昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所 昭和60年 3月 公認会計士 登録 平成 9年 5月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）パートナー 平成15年 5月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）シニアパートナー 平成20年 8月 新日本有限責任監査法人 常務理事 平成28年 2月 同監査法人 大阪事務所 監査部門 シニアパートナー 現在に至る	0株
	【選任理由】 公認会計士として幅広い実務経験と知見を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、新たに社外監査役候補者としたものであります。上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 堀口英夫氏および小西幹男氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 候補者 堀口英夫氏は、本年6月26日付で株式会社商船三井を退職する予定であります。
4. 候補者 小西幹男氏は、社外監査役候補者であります。
- 同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
- 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- なお、同氏は本年6月23日付で、新日本有限責任監査法人を退職し、本年6月26日付で、共英製鋼株式会社社外監査役に就任する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
<p>もりもとひろし 森本宏 (昭和35年7月13日生)</p>	<p>昭和62年 4月 弁護士登録 北浜法律事務所（現 北浜法律事務所・外国法共同事業）入所</p> <p>平成 4年 1月 同法律事務所 パートナー</p> <p>平成 7年 6月 日本金銭機械株式会社 社外監査役 現在に至る</p> <p>平成18年 3月 株式会社千趣会 社外監査役 現在に至る</p> <p>平成20年 1月 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員 現在に至る</p> <p>平成25年 7月 北浜法律事務所 グループCEO 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 弁護士 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員 北浜法律事務所 グループCEO 日本金銭機械株式会社 社外監査役 株式会社千趣会 社外監査役</p>	<p>0株</p>
<p>【選任理由】 弁護士として幅広い実務経験と見識を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、補欠監査役候補者としたものであります。上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者 森本 宏氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
3. 同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
4. 同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役2名は含まない）に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額79,600,000円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給額の決定は、取締役会にご一任したいと存じます。

以 上

MEMO

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

■会場

大阪市北区堂島浜一丁目3番1号

**ANAクラウンプラザホテル大阪
4階 平安の間**

TEL 06-6347-1112

■会場までの交通

京阪中之島線「大江橋駅」
より 徒歩約3分

JR東西線「北新地駅」
より 徒歩約5分

地下鉄御堂筋線・京阪本線
「淀屋橋駅」
より 徒歩約7分

地下鉄四つ橋線
「西梅田駅」・「肥後橋駅」
より 徒歩約7分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915